

令和7年度 兵庫県立学校教育用端末貸与のご案内

令和4年度入学生より、学校が推奨する仕様の端末（タブレットやパソコンなど）を各自に用意していただき、日々の教育活動へ活用するとともに、家庭でも自身の端末を使って自由に学べる環境づくりを進めています。

合わせて一定の要件を満たす世帯に対して購入費等の負担を軽減することを目的とした、端末の貸与制度が設けられています。

1. 貸与端末について

- 貸与に係る費用は**無償**です。
- 本制度において貸与されるのは、教育用端末本体です。
- 学習活動以外に使用することは認められません。
- 利用者の故意又は重大な過失によって盗難・破損等の事故による損害が生じた場合は、利用者の弁償となります。
- 貸与期間は、貸与を受けた日から卒業認定日前3ヶ月以内で学校長が定める日までです。
- 県立学校以外の場所での通信費等は家庭でご負担いただきます。
（※高校生等奨学給付金受給対象者（非課税世帯）については、給付額に通信費相当額が含まれています。）
- その他、裏面の遵守事項をよくご確認ください。

2. 申請できる方

県立学校（高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部）に在籍する生徒のうち、以下のいずれかに該当する方

- 生活保護（生業扶助）受給世帯【貸与を受けようとする時点】
- 令和5年分保護者等全員の道府県民税所得割額及び
市町村民税所得割額が非課税の世帯
- その他、特別な事情により学校長が貸与妥当と認める者
※令和6年中に家計急変があった家庭など、学校へご確認ください。

3. 申請手続き

【提出書類】

- ・ 県立学校教育用端末貸与申請書（第1号様式）
- ・ 添付書類 ※世帯状況によって異なりますので、チェックリストをご確認ください。

※提出書類は、すべて本校 HP「事務室」ページより印刷して作成してください。

【提出期限】 令和7年3月25日（火）

【提出先】 県立須磨友が丘高等学校 事務室

【問合せ先】

県立須磨友が丘高等学校 事務室
TEL：078-791-7881（自動応答6番）

* 兵庫県高等学校教育振興会では、奨学資金貸与申込者に対して端末購入費の加算をする制度が設けられており、上記端末貸与の要件に満たない場合でも、奨学資金を受けられる可能性があります。（奨学資金は返還が必要です。）
詳細は、兵庫県高等学校教育振興会（TEL. 078-361-6640）へお問い合わせください。

県立学校教育用端末貸与に係る遵守事項

- 1 被貸与者（保護者等）及び利用者（生徒）は、その貸与を受けた時から貸与物品（端末及びその付属品をいう。以下同じ。）について保管管理等の義務を負うものとする。
- 2 被貸与者及び利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 貸与物品を利用者以外の者（利用者を指導する教職員を除く。）に使用させ、又は転貸すること。
 - (2) 貸与物品を学習活動以外に使用すること。
 - (3) 貸与物品に装飾のほか、分解改造を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。
 - (4) 貸与物品を利用し、利用者以外の者に対して危害を加えること。
 - (5) 貸与物品を売却、廃棄又は故意に破損すること。
 - (6) その他教育用端末の貸与の目的に反すること。
- 3 被貸与者及び利用者は、教育企画課長又は学校長から貸与物品の管理運営にあたり必要な指示があったときは、その指示に従わなければならない。
- 4 貸与物品を用いたデータ等の送受信について、被貸与者の責任において行うこと。
- 5 必要に応じて、教育企画課長又は学校長が貸与物品の利用履歴（インターネットの利用履歴を含む。）を確認することに同意すること。
- 6 被貸与者は、貸与物品の使用にあたり、次に掲げる経費を負担しなければならない。
 - (1) 在籍する県立学校以外の場所における貸与物品の充電に係る経費
 - (2) 学校内で利用する校内 LAN を利用したインターネット通信以外のインターネット通信に係る経費
- 7 被貸与者は、貸与物品の紛失・盗難があったとき又は貸与物品が毀損したときは、直ちに学校に報告するとともに、貸与物品紛失・盗難・毀損届を学校長に提出しなければならない。また、その事由が利用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、貸与を受けていたものと同等の機器（プレインストールソフト等含む）の現品又は学校から示された代替機器等の購入等にかかる費用を弁償しなければならない。
- 8 被貸与者は、貸与物品の使用にあたり、被貸与者及び利用者の責に帰すべき理由により県又は第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償する責任を負う。
- 9 貸与物品の使用にあたり、被貸与者及び利用者の故意又は過失により個人情報情報の漏えい等の事故が生じた場合は、県は、その責任を負わないものとする。
- 10 貸与期間中であっても、教育企画課長または学校長は、貸与物品において特別な事情が生じたときは、貸与の決定を取り消すものとする。
- 11 被貸与者は、兵庫県立学校教育用端末貸与規程第7条により学校長が定める貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。
- 12 被貸与者は、貸与の決定を取り消されたときは、学校長が定める日までに、貸与物品を返却しなければならない。
- 13 被貸与者は、貸与物品を、返却を要する日までに返却せず、学校長が再度返却を求めた期日にも返却しないときは、貸与物品の価額を弁償しなければならない。